一般撮影装置、ポータブル撮影装置及びFPDシステム移設業務委託仕様書

令和８年８月

千葉市病院局経営企画課

仕　　様　　書

1　件　名

一般撮影装置、ポータブル撮影装置及びFPDシステム移設業務委託

2　業務内容

千葉市立海浜病院一般撮影室1,2（以下「移設元」という。）に設置している島津製作所社製RADspeedPro2式（以下「既設一般撮影装置」という。）、富士フイルムメディカル社製Sirius Starmobile130HP2式（以下「既設ポータブル撮影装置」という。）、及び富士フイルムメディカル社製FPDシステム（以下「既設FPDシステム」という。）を移設先である千葉市立幕張海浜病院一般撮影室3,4（以下「移設先」という。）に移設を行うこと。また。稼働するために必要な機器の調整等を含め整備を行うこと。

3　基本要件

（1）移設元に設置している既設一般撮影装置、既設ポータブル撮影装置及び既設FPDシステムの搬出及び搬送し、移設先に搬入し、設置及び調整を行い安定稼働させること。

（2）既設一般撮影装置、既設ポータブル撮影装置及び既設FPDシステムの移設先に対して、整備工事を行うこと。

（3）機器が安定稼働するために必要な搬出、搬入、据付、配線、一次側工事で用意されている配管等への接続、調整に関する費用（作業費、部材費等）等の費用を含むこと。

（4）搬入及び据付工事の実施日時は、本市と受注者とで協議して定めるものとする。

（5）機器の搬入及び据付に必要な箇所の養生を行うこと。また、その費用（材料、敷設及び撤去）は受注者の負担とすること。また、養生は本市と協議し、病院の診療に影響がないよう配慮すること。

（6）機器が安定稼働するために本市が用意する一次側設備(電源･空調･給排水等）以外に工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で対応すること。

（7）受注者は、本市が指定する時期に現地下見を担当者立ち会いのもと行い、一次側設備に不足がないことを確認し、不足があった場合には速やかにその旨を担当者に報告すること。

（8）受注者は必要に応じて、本市が指定する会議体に出席し、工事概要及び進捗状況等の報告を行うこと。

（9）装置の現場内設置から使用開始までの養生管理、また、それに伴う保険等は受注者

の負担で行うこと。ただし、停電及び受注者以外の工事業者による装置への影響に関しては除く。

（10）既設一般撮影装置、既設ポータブル撮影装置及び既設 FPD システム付属する、保守用備品の移設を行うこと。移設する機器、備品の内容については本市と協議すること。

（11）ネットワーク接続に関しては、本市の指定先と接続すること。

（12）IP アドレスの変更に関わる費用を見込むこと。

（13）受注者の移設作業に関連する物理的破損等に関しては、本市との協議に応じ、受注者の負担により復旧すること。ただし、移設作業と関連の認められないものは除く。

（14）移設前の既設一般撮影装置、既設ポータブル撮影装置及び既設 FPD システムの状態を現状有姿とし、作業完了時に本市及び受注者で確認を行うこと。また、検査開始前に、装置を安定稼働するための機能、付属品の機能評価、画質を含めた性能評価を行うこと。仮に何らかの問題が生じた際は、本市との協議に応じること。

（15）本装置の使用のための関係行政機関への各種申請書類の作成など行政手続き全般について協力すること。

（16）移設先の漏洩線量測定の費用を含むこと。また、漏洩線量報告書の提出日については本市との協議に応じること。

（17）その他仕様書に記載のない事項については、適宜本市との協議に応じること。

4　提出書類

（1）受注者は、契約締結後１４日以内に以下の書類を発注者に提出し、承認を受けること。

ア　業務実施体制

イ　業務実施計画書（スケジュール、搬出入ルート、養生範囲など）

（2）受注者は、作業完了後速やかに以下の書類を発注者に提出し、承認を受けること。

ア　完了届

イ　作業写真

5　履行期間

移設元：一般撮影１

令和８年９月３０日から令和８年 10 月９日まで

移設元：一般撮影２

令和８年 10 月１日から令和８年 10 月９日まで

6　履行場所

（1）移設元

千葉市立海浜病院　一般撮影室１,２

千葉市美浜区磯辺３丁目３１番１号

（２）移設先

千葉市立幕張海浜病院　一般撮影室３,４

千葉市美浜区若葉３丁目１番地２７

７　その他

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

連絡先　千葉市病院局経営企画課開院準備班

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号（高層棟４階）

電話０４３－２４５－５７４１